

公 告

中津市民病院及び中津市立小児救急センター診療材料SPD委託業務事業者選定募集について、次のとおり告示する。

令和7年5月26日

中津市病院・診療所事業管理者 是永 大輔

1 プロポーザルの概要

(1) 名称

中津市民病院及び中津市立小児救急センター診療材料SPD委託業務

(2) 委託内容

中津市民病院及び中津市立小児救急センター診療材料SPD委託業務（仕様書に基づく）

(3) 履行期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日迄とする。

（注意）なお、この業務委託契約は、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降に於いて、当該契約に係る委託者の歳出予算において減額または削減があった場合は、委託者はこの契約を変更又は解除できるものとする。この場合において受託者は、解除によって生じた損害の賠償を請求できないものとする。なお、本業務に定める事項を履行しない時、また、関係法令に違反しその状態が解消されず、契約の目的を達することができないと認められるときは、契約の解除を行うことがある。

※準備期間：契約日から令和7年9月30日迄

準備期間中に発生する費用については本契約金額に含んで算出すること。

(4) 履行場所

中津市大字下池永173番地

(5) 現病院の概要

- 延床面積：市民病院部分21,021.04㎡、小児救急センター部分：328.34㎡
- 病床数：250床（一般病床）
- 建物の状況 旧病棟：RC造・S造（免震構造、一部耐震構造）地上5階 塔屋1階
新病棟・リハビリ棟：RC造（耐震構造）地上2階
- 診療科目：内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、肝臓内科、心療内科（休診中）、臨床腫瘍科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、肛門外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、内視鏡外科、小児外科、麻酔科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻咽喉科（休診中）、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科 計：31科

- 1日平均外来患者数
 - 市民病院 303.0人（令和6年度実績）
 - 小児救急センター 10.6人（令和6年度実績）
- 1日平均入院患者数 206.4人（令和6年度実績）
- 平均在院日数 8.9日（令和6年度実績）
- 年間手術件数 1,544件（令和6年度実績）
- 現在使用している診療材料の種類
 - 全品目 4,222品目（令和6年度実績）
 - 単価契約 3,616品目（令和6年度実績）

2 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者（以下「参加者」という。）は、次の参加資格を全て満たしているものとする。

- （1）公共団体から競争入札参加有資格者指名停止を受けていないこと。
- （2）経営不振の状態《会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。》である者でないこと。
- （3）中津市民病院及び中津市立小児救急センター診療材料SPD委託業務を、仕様書に基づき、令和7年10月1日より運用可能な状態とすること。
- （4）以下の項目のうち、1項目でも該当がないこと。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者。
 - ウ 公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - エ 第一交渉権者の契約締結又は契約者の契約履行を妨げた者。
 - オ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
 - カ 正当な理由なくして、契約を履行しなかった者。
 - キ 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者。
 - ク 前各号の一に該当する事実があった後1年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。
 - ケ 指名停止等の行政処分を受けた者。（※令和6年度～令和7年度において）
- （5）大分県管内において事業所（本社・支店・営業所・出張所）を有すること。
- （6）医薬品販売業許可取得業者であること。
- （7）高度医療管理機器等販売業賃貸業許可取得業者であること。
- （8）毒物劇物一般販売業登録業者であること。
- （9）賠償責任保険に加入していること。
- （10）「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納がないこと。
- （11）九州管内の200床以上の国又は公的医療機関等の急性期病院において、診療材料SPD業務を3年以上継続して履行実績があり、かつ3施設以上を履行中の業者であること。

- (12) 受託業務従業管理者は診療材料等の取扱経験を最低3年間（36ヶ月）以上有する者とする
こと。
- (13) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関
する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員と社会的に非
難されるべき関係を有していない者。

3 募集要項の交付について

(1) 交付期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月13日（金）迄とする。

ただし、土曜日、日曜日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時迄とする。

(2) 交付場所

「項目7 問合わせ先及び提出先」のとおり

なお、中津市民病院の概要については、

中津市立中津市民病院のホームページを参照のこと。

中津市民病院ホームページ <https://nakatsu-hosp.jp>

(3) 交付の確認

交付の際は、会社及び支店・営業所名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号及びメー
ルアドレス）の確認を行う。（名刺提出での代用可）

※令和6年度診療材料実績数量のデータについては募集要項の交付時に配布。

4 参加申請

(1) 一次書類選考提出書類

（※下記項目①～⑩及び提案書項目ア～オ）

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ① 一次書類選考参加申請書 | 【第1号様式】 P7 |
| ② 上記3（5）を証明できる書類 | 【第2号様式】【第2号様式の1】 P8～9 |
| ③ 上記3（6）を証明できる書類 | 【許可証の写し】 |
| ④ 上記3（7）を証明できる書類 | 【許可証の写し】 |
| ⑤ 上記3（8）を証明できる書類 | 【登録票の写し】 |
| ⑥ 上記3（9）を証明できる書類 | 【保険証券の写し】 |
| ⑦ 上記3（10）を証明する書類 | 【所定様式：納税証明様式】 |
| ⑧ 上記3（11）を証明できる書類 | 【第3号様式】 P11 |
| ⑨ 決算書（令和3・4・5年度分） | 【任意の書式】 |
| ⑩ 会社経営状況 | 【第2号様式の2】 P10 |
| ⑪ 会社案内、パンフレット | |
| ⑫ 会社の業務における基本理念等 | 【第6号様式】 P16 |
| ⑬ 全省庁統一資格（役務の提供等） | 【資格審査結果通知書の写し】 |

(2) 提出部数

正本1部

(3) 提出期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月13日（金）迄とする。

ただし、土曜日、日曜日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時迄とする。

(4) 提出先

「項目7 問合わせ先及び提出先」のとおり

(5) 提出方法

持参により提出すること。

5 質疑の受付及び回答

(1) 質疑書の受付及び回答

募集要項の内容について、質疑がある場合はその都度、質疑書（第4号様式）を使用してメール（e-mail）にて送付すること。なお、原本は後で送付すること。

ア 質疑の期限

令和7年6月11日（水）16：00迄とする。

イ 質疑の提出先

「項目7 問合わせ先及び提出先」のとおり

(2) 回答方法

令和7年6月12日（木）16：00迄にその都度メール（e-mail）にて回答を行う。

必要であれば全参加者へ回答を行う。

6 問合わせ先及び提出先

住 所：〒871-8511 大分県中津市大字下池永173番地

担当者：中津市民病院 総務課

施設用度係 担当：清末・恒住

電 話：0979-22-2480

FAX：0979-22-2481

e-mail：youdo2@nakatsu-hosp.jp

7 二次選考（プレゼンテーション）の実施

一次評価項目により一次書類選考を行う。一次書類選考を通過した参加者には、結果通知とともに二次選考（プレゼンテーション）の実施要項を送付する。

※一次書類選考の結果については、令和7年6月中旬（予定）にメール（e-mail）及び電話にて連絡を行い、後日文書にて通知する。

※二次選考に参加又は辞退する場合は参加・辞退申請書（第7号様式）を提出すること。

提出は一次書類選考結果通知（メール）が届き次第その翌日までに、メール（PDF）にて提出すること。PDF等の対応が出来ない場合はメールにて参加・辞退の連絡を行った後にFAXにて送付すること。

(1) 二次選考提出書類

提案書：仕様書の業務内容を熟慮し下記ア～エの項目により作成のこと

【第5号様式】P14～15

ア、システムの運用方法について

- ①-1 システムの概念について
- ①-2 システムの具体的な運用方法について
- ①-3 システムを稼働させる上で必要となるネットワーク機器及び回線について
- ①-4 システムを稼働させる上で必要となる経費について
- ①-5 契約後、システム運用開始までの具体的なスケジュールについて

イ、安定供給体制について

- ②-1 診療材料の安定供給体制について
- ②-2 緊急時使用診療材料対応について
- ②-3 災害時の供給体制について
- ②-4 九州管内における物流センターについて

ウ、診療材料の納入価格について

- ③-1 納入価格の考え方について
- ③-2 年度ごとの償還価格改定時の契約単価見直しについて
- ③-3 新規採用品及び臨時購入品等の納入価格について
- ③-4 品目数の削減及び不動在庫について

エ、その他

- ④-1 当院に有益かつ独自の提案があれば記述すること
注) 提案書の作成にあたっては第5号様式を参照のこと。

オ、見積書(任意様式)

R7、2年次、3年次の年間納入見込額および、契約期間中に必要な経費として初期導入費(システム導入費等)、月額委託料等の合計額を消費税抜きで記載すること。なお、見積明細書を添付し、その内容の詳細が分かるようにすること。

(別紙⑤-1 参照) P18

(2) 提出部数

副本20部(コピー可)

(3) 提出期間

令和7年5月26日(月)から令和7年6月23日(月)迄とする。

ただし、土曜日、日曜日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時迄とする。

8 その他

(1) 以下の条件に該当する場合は失格とする。

ア 本要項の規定に違反したもの

イ 提出書類の中に、虚偽の内容が記載されているもの

- (2) 参加者は、提出書類の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出書類等の作成など、本プロポーザルへの参加に要する費用は参加者の負担とする。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属し、本プロポーザル以外で参加者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限後における書類等の提出、再提出及び差し替えは認めない。
- (6) 提出された書類は、本プロポーザルを行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (7) 提出された書類は返却しない。